

社会的養護専門委員会（5月22日）における主な意見等

<一時保護所・一時保護委託について>

- 一時保護所における権利擁護について、現状を把握することなど検討すべきではないか。
- 一時保護所について外部評価を取り入れてみてはどうか。
- 一時保護所は、ハードの改善と質の改善が必要。また、虐待専門委員会で指摘のあった教育の問題についても、一時保護所で過ごす1ヶ月程度の間の教育の機会が確保されていない。
- 市町村レベルのショートステイの活用の記載があるが、社会的養護が必要になる手前の予防策として、宿泊機能をもった養育支援が必要。これを行う場合には、市町村の財政負担が大きいので、国と県で助成することが必要。
- 乳児院は一時保護委託が増えており、健康状態も不明のまま夜中に受け入れを求められることがあり、困難なケースとなることが多い。児相がきちんとアセスメントした上で、一時保護委託を行うべきだが、児相が機能不全となっている。児相のあり方については現状を踏まえて整理することが必要。
- 一時保護所は、非行や発達障害などいろいろな児童が入ってくるので、一律の指導は難しい。

<児童家庭支援センターについて>

- 児童家庭支援センターについて実施状況を検証し、本来業務の焦点化を図る必要。
- 全ての児童家庭支援センターが親子関係再構築支援を一律に行うこととするのは、現状の体制では難しいのではないか。

<親子関係再構築支援について>

- 母子生活支援施設において親子関係が回復できた親子を受け入れ、地域生活への復帰に向けた支援を行うことが可能なので、活用してもらいたい。

<自立支援について>

- 運転免許証を必ず取得することを目標とすべき。
- 出口を見越して計画的に支援することが必要。例えば出口を18歳とするなら、5年前から出口を考えて、自立支援計画を定期的に見直すことが必要。
- 施設入所中から生い立ちやライフストーリーの理解を促すことが、退所後の自立にもつながる。
- 社会的養護の児童の場合、記録保存年限の問題があって、自分の育ちの記録をたどれないことがある。
- 措置延長後の児童に対して施設を変更することは、同じ施設種別への変更であれば措置変更にあたらないのではないか。
- 18歳で施設を退所した場合、18歳では契約ができないので未成年後見人制度を利用することになるが、この制度がどの程度役立っているのか分からない。
- 都道府県推進計画において小規模化や里親委託の数値目標は盛り込まれたが、その中に自立支援に係る目標（例えば、大学進学率など）も定めてはどうか。

<里親支援について>

- チーム養育は、多層構造とすべき。
- 里親の中には、実親との親子関係再構築に対する立ち位置がはっきりしていない人もいる。また、親子関係再構築に実親を関与させず、実親に会わせてくれない児童相談所もある。
- ファミリーホームでは、児童と実親の交流がある場合も多いが、実親との関係で振り回される心配がある。
- 里親の実家的機能は、里親の本来業務の範囲を再整理した上で検討することが必要ではないか。
- 里親に対しては、里親に寄り添う第三者の確保が必要。

<居場所づくりについて>

- 退所した児童の中には、退所した施設に相談できないとか、自立援助ホームから飛び出してきたなど、既存の支援を望まない児童もいるので、施設以外の居場所も必要。虐待専門委員会において、当事者支援の仕組みについて意見が出ているが、それを支援する専門スタッフを配置した第三の場所も必要ではないか。

<アフターケアについて>

- 一つ一つの施設では困難でも、エリアで施設が集まって取り組む方法もある。千葉市や栃木県では協同組合を組織して、様々な支援を行うなどの仕組みがあるので、そうした仕組みの検討が必要。
- 結婚や就職、転職など人生の転機に課題が生じることがあり、30歳～40歳ぐらいまで支援が必要な場合がある。